

県立御所湖広域公園漕艇場測量業務委託

特記仕様書

第1条 適用

本業務の実施に当たっては岩手県県土整備部制定「測量業務共通仕様書令和6年10月1日以降適用」等に基づき実施するものとし、共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第2条 業務の目的

本業務は岩手県が管理する岩手県営御所湖漕艇場を日本ボート協会B級公認コースとして利活用するため、既存杭（距離標）を観測し、データ整理する業務である。

第3条 委託箇所

岩手県が管理する、岩手県営御所湖漕艇場とする。
対象施設：平面図参照

第4条 業務の内容

既存杭（距離標）を観測し、位置・高さ等を測定し、資料を整理する。

基準点測量

- (1) 3級基準点測量 N=6点
- (2) 4級基準点測量 N=80点

河川測量

- (1) 作業計画 N=1業務
- (2) 現地踏査 L=2.0km
- (3) 距離標観測 N=82点

第5条 打合せ協議

業務は、調査職員と打合せを行いながら進めるものとし、当初打合せ1回、中間打合せ1回、取りまとめ時点1回の合計3回以上の打合せを行うこととし、その他必要に応じて適宜行うものとする。

第6条 成果品

成果品は以下のとおりとするが、内容等については調査職員と協議すること。
業務報告書 製本2部（A4版）及び電子媒体2部（CD-R）

第7条 技術者

担当技術者は、測量士又は測量士補の資格を擁すること。
管理技術者は測量士の資格を擁すること。

第8条 資料の貸与

必要な資料については、協議により発注者から貸与することができる。

第9条 疑義等

本業務の実施に当たり、疑義等が生じた場合には発注者と速やかに協議を行うものとする。